

# 平成30年 第8回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	平成30年 第8回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	平成30年9月3日午前9時50分～午前10時35分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	森 平 敏 文	2 番	古 川 勝 義
	3 番	谷 本 憲 一	4 番	上 村 昌 規
	5 番	佐 藤 千 代 志	6 番	大 場 男
	7 番	打 田 佳 史		
	9 番	平 間 初 美	10 番	浦 島 規 生
	11 番	荒 川 博 彦	12 番	斉 藤 幸 一
	13 番	谷 口 学	14 番	只 野 透
	15 番	川 崎 章 道		
5 欠席委員 (1名)	8 番	福 家 敏 春		
6 議事日程				
日程第1 総会会期の決定について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について				
日程第5 議案第2号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について				
日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)				
日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について				
日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)				
日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画 (案) について (平成30年9月6日公告予定分)				
7 事 務 局	事務局長 川 合 実智代			
	係 長 佐 藤 文 紀 主 任 石 橋 明 奈			

## 開 会 宣 告

○事務局長      ただいまから平成30年第8回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には、福家委員から欠席の届け出が提出されております。よって本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに立派につとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話し合い、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長      開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○川崎会長      皆さんおはようございます。今まで気候が悪くて、二、三日前からいい気候の中で、それぞれ皆さん仕事がたいへんお忙しい中、福家委員は身内の不幸がありまして欠席していますけれど、お忙しい中ご出席いただきまして、たいへんありがとうございます。

一月前の総会には生命に危険のあるような暑さというようなことで、たいへん猛暑であったわけですが、それが過ぎますと、天候不順、そして朝晩の気温の低下ということで、農作業も大変遅れているということと、作物も、総体的にあまり良くないという報道がなされています。特に2日前の北海道からの報告によりますと、水田に限っては、94%不良という結果が出たところであります。共済組合に聞いてみますと、谷口委員もいますけど、94まではならないのではないかと思います。一俵ぐらいは平年より下がるかなというようなことを話しましたが、ジャガイモについても、早い芋は、個数になっているところは小さいということで、何をとりましても、良い作がないということで、かつてない状況になるのかということころです。しかし、せっかく春、苦勞して植えた作物ですから、どうか、諦めず最後まで、収穫をしていただければと思うところでございます。

また、先日の種子法の講演会には、多くの委員の方にご出席いただき、次の日の新聞には、北海道でも委員会を作って、種子法に対応するという事柄も出ていましたので、何とか北海道についても、今後改善されていくのかなと思うところであります。

また9月15日に開拓記念式典がありますから、今年度は農

業団体、森林組合から2名、農協関係からは北野元常務、それと、神成委員、草野委員。長い間農協運営に携わってくれた人達の公益表彰がありますし、後継者も、農業青年5人だったと思いますが、表彰があります。もしも、仕事の都合上忙しいと思いますが、地元の委員さんには出席をいただいて、激励の言葉をいただければと思うところでございます。

何はともあれですね、ケガのないように、そしてまた今後良い天気が続くことを期待しながら、短いですけど、挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○事務局長       それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議     長       これより会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議     長       日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。  
本総会の会期は、一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議     長       なしと認めます。本日の総会の会期は、本日一日限りに決定いたしました。

○議     長       日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則規則第14条第2項の規定により、1番、森平委員、7番、打田委員を指名いたします。

○議     長       日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長       諸般の報告をいたします。  
1番、8月1日、平成30年第7回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。  
2番、8月8日、上川地方農業委員会連合会中央部ブロック会議が開催され、会長が出席しております。  
3番、同じく8月8日、上川地方農業委員会連合会臨時総会が開催され、会長が出席しております。  
4番、8月9日美瑛町議会第4回臨時会が開催され、会長が出席しております。  
5番、8月13日、平成30年度農地パトロールを実施し、会長外12委員が出席しております。  
6番、8月29日議員研究会が開催され、会長外10委員が出席しております。  
7番、8月30日、水稻収量調査損害評価等に係る行動会議が

開催され、谷本委員と荒川委員が出席しております。以上です。

- 議 長       これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長       日程第4、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局       議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。  
農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった〇〇〇〇さんの証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示字名、字□□□□。地番、△△△△-△△外4筆。地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積計△万△、△△△㎡です。土地所有者並びに申請人は、□□□□ 〇〇〇〇さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、30年前まで畑での利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。
- 議 長       只今の説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員から、補足説明と現地調査の結果をお願いいたします。
- ◇◇委員      この、〇〇さんの土地なんですが、私1人で現地調査に行ってもどうかなと思ひまして、地元の□□の区長さんと一緒に行行ってまいりました。先月30日の日に見に行きまして、この資料の写真のように、入り口の道路のところに鎖が張ってありまして、「私有地につき立入禁止」となっていましたので、車で行くことは出来ませんでした。徒歩で入ろうかなと思ひましたが、区長さんとお話をして、多分奥の管理小屋に、土地の持ち主さんがいるから、いろいろと問題になって厄介なことになるのではないかなということ立入りませんでした。  
地元の区長さん、■■さんがちょうど隣接する、上の写真で見てくださいと、この白くなってる農地の部分ですね、ここは農地なんですが、畑を作っているということで、事務局の説明がありましたように、30年前、ダムの関係で離農されて、それからずっともうカラマツを植えたような状況で、全体が下の写真のように20年を超えるカラマツが、全部生えてるという状況だというお話を伺いました。  
■■さんも元はもっと奥の方に鎖はあって、そこを自由に行き来が出来たんですが、いろいろと町との関わりがうまくいなくなってきたから、何かこういろいろと、敷地に対しての意識といいますか、そういうものがこの地主の方が強く持たれているような状況があって、なかなかこう、話がうまく出来ないような状況だということでしたので、遠くから、そこの中の方までは自分も入っていけなかったんですが、現況としては、地元の

区長さんのお話では、このような状況がずっと全部続いているんだよというお話でした。以上ですね、中まで行って見られればよかったんですが、いろいろ、今後、係争中のこともあり、また、支障が出るようなトラブルになってもいかなものかということ判断いたしまして、現地を見てきたところであります。以上で報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議 長 ありがとうございます。敷地に入れたいというのは多分、初めてのことでございますけれども、◇◇委員からそうした状況も踏まえ、地元の区長さんもなかなか立ち入れないというふうな方々でございます。

そのようなことを含めまして、これより、議案第1号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひします。

○議 長 どうですか、皆さんのほうから何か。佐藤係長も、30分ぐらい入って説教を受けたというような状況ですので、ご存じのように美瑛町と、一回美瑛町負けたんです。それでまだ係争中、という案件なんです。ありませんか。

【なしの声】

○議 長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第1号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひします。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第5、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。

それでは、議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2、第1項の規定により意見を付すので、審議をお願いいたします。

番号1番、字□□□□、△△△-△△△、登記簿、現況ともに畑。面積△、△△△㎡。所有者、字□□□□ ○○○○さん。申出者、美瑛町。

除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 番号1番について、現地調査の結果を古川班長より願ひいたします。

- 古川班長 現状、今日ですね、1班8人で、現地調査をしてまいりました。
- さんにつきましては、土地の奥が住宅ってということで、農業振興地域の除外をしないと、住宅に入れないということで、今後整理をしていく上で、どうしても申請が必要だということで、問題なしと判断させていただきました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
番号1番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第2号、番号1番について原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号2番、字□□□□、△△△-△△△。登記簿、現況田。面積△△△㎡。所有者、申出者ともに字□□□□ ○○○○さん。  
除外目的は、後継者住宅建設に伴う除外となります。許可理由としては、農地法施行規則第38条及び第39条農家住宅に該当するものです。以上で説明を終わります。
- 議 長 番号2番について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。
- 古川班長 後継者の住宅を設置するってということで、問題はないと判断させていただきました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより番号2番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第2号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。  
議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。  
農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人 ○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん。譲受人 ○○○○さんの許可の可否について審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示字名、字□□□□、地番△△△△-△、面積△, △△△㎡につきましては、譲渡人 ○○○○さん、○○○○さん、○○○○さんから、譲受人 ○○○○さんへの売買による所有権移転申請です。  
申請箇所は、JR美瑛駅から南西に約12kmの個所で、権利移転の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。価格は△△万△, △△△円で、10a当たり△万円です。詳細につきましては、議案3頁をご確認ください。  
本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員からの補足説明をお願いします。
- ◇◇委員 一昨年の春に売買した土地の土地に隣接する土地でありまして、この部分だけ農振に入っていなかったもので、その辺を検討していたんですが、農振の方で繰り入れることは出来ないという判断が出ましたので、この状況で、売買とすることになりました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、議案第3号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 日程第7、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題とします。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について。  
農地法第4条の規定による農地の転用許可申請のあった、〇〇〇さんの許可の可否について審議を求めるものです。  
番号1番、字名、字□□□□、△△△△-△の内、地目、登記簿、現況ともに畑。面積は△△△.△△m<sup>2</sup>。  
申請個所はJR美瑛駅から東に約20kmの個所で、土地所有者 〇〇〇〇さんによる格納庫建設のための転用許可申請です。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振農用地区域内ですが、農林課にて用途変更申請中であり、また都市計画区域外となっております。  
農用地の転用は原則不許可ですが、格納庫の建設に伴う転用であるため、農地法第4条6項に該当する農業用施設であるため、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案4頁を確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります◇◇委員の補足説明をお願いいたします。
- ◇◇委員 ただいま、事務局の方から説明があったとおりです。格納庫につきましては、もう既にかなり前から建ってはいるのですが、増築をした際に、農地の方に出てるということで、今回申請が出ております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長 長 ありがとうございます。  
議案第4号について、現地調査の結果を古川班長よりお願いいたします。
- 古川班長 既に倉庫等が建っておりましたので、これまた仕方がないということで、判断させていただきました。以上です。
- 議長 長 ありがとうございます。議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは採決いたします。議案第4号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請



について、使用貸借の件を議題とします。議案第5号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局      議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借。  
農地法第5条の規定による農地の転用許可申請のあった貸主 ○○○○さん、借主 ○○○○、外1件の許可の可否について審議を求めるものです。  
番号1番、字名、字□□□□、地番△△△-△の内、地目、登記簿ともに現況ともに田。面積は△△△㎡。  
申請個所はJR美瑛駅から南に約7kmの個所で、土地所有者 ○○○○さん、転用計画者 ○○○○による、従業員駐車場及び格納庫建設のための、使用貸借権設定による転用許可申請です。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更申請中であり、また都市計画区域外となっております。  
農用地の転用は原則不許可ですが、従業員駐車場及び格納庫建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項の但し書きに該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項規定するの農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長      ただいまの説明に関連して、地区担当委員でかつ現地調査班の班長であります、古川委員から補足説明と現地調査の結果をお願いします。
- 古川班長      この場所は、既に昨年の11月に倉庫を建設したということで、積み立てた準備金を使わなければならない、急遽決まったということで、そういった理由で建ててしまったということで、かなり申し訳ないと、いう報告を受けております。そういったことで、元に戻しなさいということも出来ませんでしたので、班としましては、そういったことを考慮しまして、許可したところでございます。しかし一部の委員さんから、やっぱり順序を踏んだ形で、今後、進めていかなければならないということで、こういったケースも美瑛町には、数多くなければいいのですが、こういったことが、起きる可能性があるということで、今後、こういった件に関しては慎重に段階を踏んで、申請を行ってくださいとこの場を借りまして、申し上げたいと思います。以上です。
- 議 長      ありがとうございました。
- 議 長      これより、議案第5号、番号1番について、質疑に入ります。今、古川調査班長の方からも、委員の中での協議内容も報告が

ありましたが、発言のある方は挙手願います。ありませんか。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。議案第5号、番号1番について、  
原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました

- 議 長 続きまして、議案第5号、番号2番について事務局から説明  
をお願いします。

- 事務局 番号2番、字名、字□□□□、地番△△△-△の内。地目、  
登記簿、現況ともに畑。面積は△△.△△㎡。

申請個所はJR美瑛駅から南に約7kmの個所で、土地所有者  
○○○○さん、転用計画者 ○○○○による、格納庫建設のため  
の使用貸借権設定による転用許可申請です。

申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定さ  
れる農振内農用地ですが、農林課にて用途変更済みであり、ま  
た都市計画区域外となっております。

農用地の転用は原則不許可ですが、格納庫建設に伴う転用で  
あるため、農地法第5条第2項の但し書きに該当する、農振内  
農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8  
条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途  
に該当するため、許可することができるとされており、転用は  
やむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案6頁  
をご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員でかつ現地調査班  
の班長であります。古川委員から補足説明と現地調査の結果を  
お願いいたします。

- 古川班長 2番の案件も、同じ平和生産組合の倉庫建設に関する案件な  
んですが、これもやはり、順番を踏んで、きちんと申請をした  
上で、そういったことを申し上げていますので、そういったこ  
とで、今回倉庫という形で、申請上がってきてますけれども、  
問題はあるんですけれども、そういったことで思っております。  
以上です。

- 議 長 ありがとうございます。  
これより、議案第5号、番号2番について質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第5号、番号2番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました
- 議 長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画案について、平成30年9月6日公告予定分の件を議題とします。議案第6号について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号、農用地利用集積計画案について、平成30年第8回平成30年9月6日公告予定分です。  
中野勝美さんから所有権の移転1件について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。  
番号1番、字□□□□ ○○○○さんから、字□□□□ ○○○○さんへの売買。畑4筆、△万△, △△△㎡。△△△万円で10a当たり△△万△, △△△円です。○○さんはすでに離農しており、今回申し出のあった農地は、農地利用集積円滑化事業により、今年6月まで賃貸借をしていましたが、事業期間が満了し、利用者の協議により売買するものです。  
以上設定を受ける者1件1名、設定をする者1件1名、畑4筆、△万△, △△△㎡です。以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第6号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。議案第6号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。  
以上をもちまして、平成30年第8回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

平成30年9月3日

美瑛町農業委員会長

川崎章道

美瑛町農業委員

森平敏文

美瑛町農業委員

打田佳史